

臓器移植臨床登録データの使用規定

第1条

日本における臓器移植臨床登録データの管理は、死体移植に関しては、日本臓器移植ネットワークが事業として行い、生体移植に関しては、日本移植学会が「日本における生体臓器移植登録事業の実施(腎臓・肝臓・肺・小腸・膵臓)」という研究として行う。本規定は日本の臓器移植臨床登録データを使用する際の手続きについて示す。

第2条

死体移植に関するデータの帰属は日本臓器移植ネットワークに存し、生体移植に関するデータの帰属は各臓器移植領域の学会または研究会に存する。データ使用については、死体移植、生体移植ともに、日本移植学会拡大登録委員会(以下、拡大登録委員会)および各臓器移植領域の学会または研究会により厳正に行われる。死体移植に関しては拡大登録委員会での審査での承認の後、日本臓器移植ネットワークでも承認を得る。また、日本移植学会は会員だけではなく、移植医療の透明性を高めるために、広く患者・国民に対してこの結果を原則的に公開するものである。

第3条

全国集計は年1回、拡大登録委員会の責任で行うものとし、各臓器移植領域の全国集計は各学会または研究会に依頼する。

第4条

全国集計結果の公表は、関係する学術集会において、拡大登録委員長あるいは各臓器移植担当登録委員が報告する。また、当方は学会機関紙「移植」に特集として掲載する。掲載の責任は拡大登録委員会が持つ。

第5条

全国集計の国民一般への公表に関しては、日本移植学会広報委員会、拡大登録委員会が中心となり、パンフレット作成やホームページ上への掲載などの方法で行う。

第6条

全国集計結果の公的使用(海外移植情報管理団体、国内の学会、など)に関しては、拡大登録委員会と各臓器移植領域の学会または研究会が協議して行う。

第7条

集計されたデータの使用については、別途定める「データ使用に関する細則」に従う。

但し、各臓器移植領域のデータの使用については、各臓器移植領域の集計を取り扱う学会または研究会、および拡大登録委員会双方の承認を必要とする。